

監査報告書

令和5年4月24日

社会福祉法人 福沢会

理事長 福澤 賢治 殿

監事 後藤健次郎 

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、または理事及び職員等からその職務の執行についての報告を受け、あるいは必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を確認し、事業運営の状況を調査しました。

以上の方針により、当該事業年度に係る報告及びその関係書類等について検討をいたしました。

2 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその関係書類等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為、又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

監事監査結果報告書

1 監査日時 令和5年5月7日（日曜日）

2 場 所 福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉字切通1402番1

障害者支援施設 篠栗園 TEL 092-405-1176

3 監査内容 令和4年度社会福祉法人福沢会決算関係書類

4 監査方法と概要

社会福祉法人 福沢会の会計帳簿の調査を行い、貸借対照表、



財産目録、資金収支計算書、事業活動計算書、資金収支明細書、

事業活動明細書及び各明細表（以下、「計算書類」という。）に

ついて検討を加えました。

5 結 果

- ① 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致しているものと認めます。

- ② 計算書類は、法令及び規程に従い、法人の財産及び収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- ③ 職務遂行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款、規程に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月7日

社会福祉法人 福沢会

監 事 大場誠之 